

■公平委員会の業務状況

1. 勤務条件に関する措置の要求件数(平成20年度)

該当ありません

2. 不利益処分に関する不服申し立ての件数(平成20年度)

該当ありません

※「勤務条件に関する措置要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、町が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

※「不利益処分に関する不服申し立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申し立て(審査請求・異議申し立て)ができる制度です。